

**厚木市ふれあいプラザ再整備事業に関する対話
共有認識事項及び質問回答（２回目）**

厚木市環境農政部環境事業課

令和２年８月６日（木）に実施しました、厚木市ふれあいプラザ再整備事業に関する対話（２回目）について、参加者の共有認識事項・質問回答を公表します。

No	事業者	市
1	議題：飲食の提供について	
	内容 新型コロナウイルスの感染を防ぎ、利用者の方々に安心して施設を利用していただくため、自動販売機による無人の飲食提供を提案します。 ただし、新型コロナウイルスの収束状況を観察しながら、有人による飲食提供も検討します。	内容 要求水準書P70（ウ）のとおり、軽食コーナーは原則として、有人で飲食を提供することとしますが、市と協議の上、有人と同等のサービス水準を満たすことができる限りにおいては、他の方法で運営することも可とします。
2	議題：普通火災保険について	
	内容 新型コロナウイルスによるマーケットの変化や多発する自然災害により、運営リスクやコストが増大する中、合理的な保険プログラムを構築する必要があります。 事業契約書(案)別紙４には、「記載の保険を付保した場合と同等の効果がある手法を提案し、市がこれを認めた場合には、これによるものとする。」とあるため、事業者が付保する賠償責任保険の対物補償額を本施設の再調達金額に引き上げること及び貴市が付保する普通火災保険で、貴市が懸念されるリスクを十分にカバーできる内容で提案を行います。	内容 事業契約書別紙４のとおり、開業準備期間又は維持管理・運営期間中の保険については、事業契約書別紙４に定める保険を付保した場合と同等の効果がある手法を提案し、市がこれを認めた場合には、これによるものとします。
3	議題：光熱水費について	
	内容 対新型コロナウイルスの運営の基準が確立されていないことで事業者は余分なコストを計算せざるを得ず、長期事業における光熱水費の変動リスクが事業者にとって大きな負担となっています。 そのため、事業者側でも光熱水費の削減努力を行うことを前提として、緊急時の費用負担の協議に応じていただくことは可能でしょうか。	内容 新型コロナウイルスに起因する光熱水費の増加額については、別途協議の上、補償させていただきます。 通常時の光熱水費については、要求水準書P59（ウ）のとおり、事業者が運営の効率化や省エネ技術の導入等を図ることにより、削減の工夫を果たした上で負担することとします。

4	議題：スケジュールについて	
	内容 変更案のとおりで問題ありません。	内容 入札及び提案書類の受付 令和2年9月23日（水）～24日（木） 落札者の決定及び公表 令和2年12月上旬 基本協定の締結 令和2年12月下旬 特定事業仮契約の締結 令和3年2月上旬 に事業スケジュールを変更します。